新荒尾市民病院整備に係る新病院建設事業推進支援 業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

荒尾市民病院は、既存施設の建設から40年以上が経過し、老朽化・狭隘化が進んでいることから、「荒尾市民病院あり方検討会」での度重なる検討・審議を経て、平成26年8月に「荒尾市民病院建設基本構想」が荒尾市において策定された。より具体的な施設要件を定める過程の中で、新病院の建設地を巡り様々な議論が行われ、約3年もの時間を要したところであるが、その他の内容についても時点修正を行い、平成30年6月に「荒尾市民病院建設基本計画」を策定したところである。

これらの基本構想・基本計画を踏まえ、2022年6月の新病院開院を契機として、今後さらに荒尾市 民病院が有明地域における命と暮らしを守る拠点として、良質な医療の提供を続けていくためには、近年 の医療政策や建築動向等にも鑑み、建設時のイニシャルコストだけではなく、開院後のランニングコスト も踏まえたトータルコストを意識した病院経営の最適化が必要である。

そのためにも、本業務においては、医療知識と建築知識の一体的なマネジメント能力を特に求めるものであり、新病院の運営計画の策定、医療機器等の整備、情報システムの構築、物品移転及び患者移送、さらにはCM(コンストラクション・マネジメント)による設計・建設段階における調整管理などを総合的に行うことのできる専門的知識や実績を有する事業者を選定し支援を受けることにより、円滑に新病院建設業務を進めることを目的とする。

2. 業務概要

2.1 業務名称 新荒尾市民病院整備に係る新病院建設事業推進支援業務

2.2 業務内容 新荒尾市民病院整備に係る新病院建設事業推進支援業務仕様書のとおり

2.3 契約上限価格 200,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2.4 履行場所 熊本県荒尾市荒尾 2 6 0 0 番地 荒尾市民病院

2.5 履行期間 契約締結日から2023年3月末日まで

3. スケジュール

	手 続	日 程
1	参加資格確認申請書等の配布	平成31年4月1日(月)~9日(火)
2	参加資格確認申請に係る質問書の受付期間	平成31年4月1日(月)~5日(金)
3	上記質問書への回答	平成31年4月8日(月)
4	参加資格確認申請書等の提出期限	平成31年4月9日(火)
5	参加資格等要件確認結果の通知 提案書提出要請通知書の通知	要件確認が終了した事業者へ随時実施
6	提案書等に係る質問書の受付期間	平成31年4月1日(月)~10日(水)
7	上記質問書への回答	平成31年4月12日(金)予定
8	提案書・必要書類等の提出期限	平成31年4月16日(火)
9	プレゼンテーション及びヒアリングによる評価	平成31年4月22日(月)

10	特定・非特定 選定結果通知	平成31年4月下旬頃
1:	契約交渉及び締結	平成31年4月下旬から5月上旬頃

4. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす事業者であること。なお、提案書提出要請通知書の発送後に、荒尾市病院事業プロポーザル方式事業者選定実施要綱(以下「要綱」という。)第 11 条第 1 項に該当することとなった者は、当該提案参加資格を取り消すものとする。

- 4.1 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4(同令第 167条の11 において準用する場合も含む。)の規定に該当しない者であること。
- 4.2 業務等に対応する営業種目について荒尾市競争入札等参加資格審査事務処理要綱(平成 24 年告示第60号)第5条第1項の入札等参加資格者名簿に登録され、申請内容に虚偽記載がない者であること。ただし、応募時に入札参加資格者名簿に登録されていない場合であっても、広く提案を求める必要があることから、荒尾市競争入札等参加資格審査申請に準じた手続きのうえ、承認を経ることで参加することも認める。
- 4.3 荒尾市工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱(平成7年告示第37号) に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中(公示日から受託候補者の選定日まで の間において、指名停止措置を受けた場合も含む。)でないこと。
- 4.4 荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱(平成 24 年告示第 36 号)第 3 条の 規定に基づく排除措置等を受けていないこと。
- 4.5 国税および地方税を滞納していないこと。
- 4.6 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続中でないこと。
- 4.7 法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- 4.8 平成21年4月以降に、病床(医療法第7条2項に規定する「一般病床」)が200 床以上の 医療機関において、同様の業務実績が3件以上(同様の業務実績において、「新荒尾市民病 院整備に係る新病院建設事業推進支援業務仕様書」の「5 業務の内容」における(1)か ら(5)の各業務のいずれかを分離して受託している場合は、それぞれの業務において3件 以上)あること。
- 4.9 本業務の統括責任者又は主たる担当者は、医業経営コンサルタント有資格者であること。
- 4.10 CM業務を担当する技術者の資格等

4.10.1 管理技術者

認定コンストラクション・マネジャー(日本コンストラクション・マネジメント協会の 資格試験に合格し登録した者。以下「CCMJ」という。)及び一級建築士の資格を有し、 病床(医療法第7条2項に規定する「一般病床」)が200床以上の病院の新築のCM業 務を履行した実績を有する者とする。

4.10.2 主任技術者(建築総合)

CCMJ又は一級建築士の資格を有し、用途が病院(医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する「病院」。以下「病院」という。)のCM業務実績を有する者とする。

4.10.3 主任技術者 (構造)

CCMJ又は構造設計一級建築士の資格を有し、用途が病院のCM業務実績を有する者とする。

4.10.4 主任技術者(電気設備)

CCMJ又は建築設備士若しくは設備設計一級建築士の資格を有し、用途が病院の CM業務実績を有する者とする。

4.10.5 主任技術者(機械設備)

CCMJ又は建築設備士若しくは設備設計一級建築士の資格を有し、用途が病院の CM業務実績を有する者とする。

4.10.6 主任技術者(建築コスト管理)

CCMJ又は建築コスト管理士若しくは建築積算士若しくは一級建築士の資格を有し、 用途が病院のCM業務実績を有する者とする。

4.10.7 主任技術者(工事施工計画)

CCMJ又は一級建築施工管理技士の資格を有し、用途が病院のCM業務実績を有する者とする。

4.10.8 その他

管理技術者は、2.1.2 及び 2.1.6 並びに 2.1.7 のいずれの主任技術者との兼務も認めるが、業務に支障を来さない範囲に限るものとする。

4.11 荒尾市民病院建設整備基本・実施・造成設計業務の受託者又は当該受託者と以下の資本面又は人事面において関連のある者でないこと。

〔資本面又は人事面において関連のある者〕

「資本面において関連のある者」とは、一方の事業者が他方の事業者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、一方の事業者の代表権を有する役員が他方の事業者の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。5.1 において同じ。

5. 本業務の受注者等の本事業に係る建設工事の請負の制限

5.1 本業務の受注者は、本事業に係る建設工事の入札に参加し、又は当該工事等を請け負うことができない。

6. 応募、審査等の手順

6.1 実施要領等交付

次のとおり、業務委託実施要領、仕様書、その他提出様式を交付する。

6.1.1 交付期間

平成31年4月1日(月)から平成31年4月9日(火)まで 午前9時から午後4時まで ※ ただし、土、日、祝日は除く

6.1.2 交付場所

7864-0041

熊本県荒尾市荒尾2600番地

荒尾市民病院 経営企画課

電話 0968-63-1115

FAX 0968-63-1189

なお、荒尾市民病院ホームページにて必要書類はダウンロード可能となっている。

- 6.2 応募を希望する者は、参加資格確認申請書、その他必要書類を提出すること。
 - 6.2.1 提出書類
 - ① 参加資格確認申請書(資格審查_様式第1号)
 - ② 会社概要書(資格審査_様式第2号)
 - ③ 業務実績書(資格審査 様式第3号)
 - ④ 業務実施体制書(資格審査_様式第4号)
 - ⑤ 配置予定者調書(統括責任者)(資格審查_様式第5号-1)
 - ⑥ 配置予定者調書(主たる担当者)(資格審査_様式第5号-2)
 - ⑦ 配置予定者調書(担当者)(資格審查_様式第5号-3)
 - ⑧ 誓約書(資格審査_様式第6号-1)
 - ⑨ 役員名簿(資格審査 様式第6号-2)
 - ⑩ 協力事業者調書(資格審查_様式第7号)
 - ⑪ 見積書(様式自由)
 - 6.2.2 受付期間

平成31年4月1日(月)から平成31年4月9日(火)まで(必着) ※受付時間は、土、日、祝日を除く、午前9時から午後4時まで

6.2.3 提出場所

荒尾市民病院 経営企画課

6.2.4 提出方法

プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領に基づき参加資格確認申請書を作成のうえ、その他必要書類を添付し、持参または郵送すること。郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限るものとし、受付期間の終了日までに当院へ到着するよう手配すること。

6.3 参加資格審査結果通知

参加資格確認申請書の提出があった応募者については要件確認を行い、結果を通知する。

6.4 質問

6.4.1 質問の受付

資格審査及び実施要領、仕様書等についての質問は質問書(様式第9号)を用いて、電子メールのみ受け付ける。なお、質問を送信する際の電子メールの件名は「質問書(新病院建設事業推進支援業務プロポ)」とする。

(経営企画課メールアドレス <u>arahos-kei@city.arao.kumamoto.jp</u>)

6.4.2 質問の受付期間

参加申請関係の質問:平成31年4月1日(月)から平成31年4月5日(金)まで 提案書等関係の質問:平成31年4月1日(月)から平成31年4月10日(水)まで

6.4.3 質問への回答

参加申請関係の質問:平成31年4月8日(月)までにホームページに掲載する。 提案書等関係の質問:平成31年4月12日(金)までにホームページに掲載する。

6.5 辞退

提案書提出要請通知書を交付された者が以降の参加を辞退する場合は、速やかに「辞退届(様式第2号)」を持参又は郵送にて提出すること。

6.6 提案書作成要領

6.6.1 提案書の内容

- ①提案書は別添「新荒尾市民病院整備に係る新病院建設事業推進支援業務仕様書」の内容を踏まえたうえで、提案書(様式第4号)を作成すること。
- ②個別の内容については、6.9 に示す評価項目について委託者の評価が可能な様式であること。
- ③提案書は各ページ A4 版を基本とするが、図表等については別サイズも可とする。
- ④提出書類に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- ⑤提出された全ての書類は本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- ⑥提案書の作成等に関して質問がある場合は、質問書(様式第9号)を用いること。

6.6.2 提出期限

平成31年4月16日(火)午後4時までとする。

6.6.3 提出場所

提出先は荒尾市民病院・経営企画課とする。

提出方法

作成部数は10部とすること。

提出方法については持参又は郵送(配達証明書付き書留郵便に限る。)必着。電子メールは不可とする。

- 6.7 プレゼンテーション及びヒアリングによる評価
 - 6.7.1 提案書に基づき、プレゼンテーションを実施する。
 - 6.7.2 実施日時 平成31年4月22日(月)提案者へ改めて通知する。

6.8 審査

病院事業管理者が設置する評価委員会で、最優秀提案事業者の候補者を特定する。評価委員会においては審査を行い、提案書の技術評価及び価格評価に基づき順位決定を行う。なお、提案者が 1 者又はない場合については、評価委員会においてプロポーザルの続行又は中止について協議し決定する。

6.8.1 評価委員の構成

委員長 委員の中から互選で選出

委員 ア 院長、副院長、診療部長

イ 当該業務等に関連する部課長等の職員

以上から5人以上をもって構成する。

6.8.2 参加資格を得たものは、提案書等を作成の上、荒尾市民病院経営企画課へ提出すること。なお、提出された提案書に基づき、評価委員会にて、技術提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングによる評価を実施し、提案内容を含めて総合的に審査する。その後、評価委員会で審査した技術評価点と、提案価格で審査を行い、最優秀提案事業者の候補者を特定する。病院事業管理者は評価委員会の審査を踏まえ、最優秀提案事業者を決定する。なお、技術評価点と提案価格の評価基準は8(評価点): 2(提案価格)とし、次の計算方法により算出する。

※同点の場合は、プロポーザル評価委員会により協議等を行い、実績等を加味のうえ、最優秀提案事業者の候補者を特定する。

6.9 評価項目

- 6.9.1 業務実績
- 6.9.2 業務実施体制
- 6.9.3 総合的な調整力・管理能力(トータルコストを意識した医療と建築の両視点における一

体的なマネジメント能力)

- 6.9.4 専門的知識・能力(ECI方式やES事業の事業者選定や品質確保の観点を含む。)
- 6.9.5 企画提案力
- 6.9.6 見積価格

6.10 結果の通知

審査結果については、文書で通知する。

なお、当院ホームページにも掲載する。

7. 契約の締結

- 7.1 受託候補者は、 本プロポーザルにおける最優秀者とし、 随意契約により契約を締結する。
- 7.2 本プロポーザルにおける最優秀者との随意契約が不調となった場合は、 本プロポーザルに おける次点者と交渉する。

8. その他

- 8.1 応募に関し必要な経費は、応募者の負担とする。
- 8.2 提出された書類は返却しないこととする。